

世田谷区告示第 6 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 2 9 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 2 8 - 1

(2) 2 8 - 1

2 変更の区間

(1) 世田谷区鎌田二丁目 2 4 7 番 7 の内

(2) 世田谷区鎌田二丁目 2 4 7 番 1 1 の内から 2 4 7 番 9 の内まで

3 変更の区域

(1) 延 長 1 . 8 7 メートル

幅 員 0 . 0 0 メートルから 0 . 0 1 メートルまで

面 積 0 . 0 1 平方メートル

(2) 延 長 3 . 2 8 メートル

幅 員 0 . 1 0 メートルから 0 . 1 2 メートルまで

面 積 0 . 3 6 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 2 9 日

案内図

	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）
---	---------------------

街区	鎌田二丁目 22番
----	-----------

